

令和7年度における北海道地区のフリーランス・事業者間取引適正化等法
第2章の運用状況等について

令和8年6月26日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

第1 フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章¹の運用状況

1 違反被疑事件の新規着手及び処理の状況

(1) 新規着手件数（第1表参照）

令和7年度に新規に着手した違反被疑事件は79件である。

(2) 処理状況（第1表及び別紙参照）

令和7年度の違反被疑事件の処理件数は78件であり、このうち、75件について、①フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条の規定に基づく勧告又は②同法第22条の規定に基づく指導の措置を講じている。

勧告件数は1件で、勧告事件の概要は別紙のとおりであり、勧告の対象となった違反行為類型は、取引条件の明示義務違反及び期日における報酬支払義務違反であった。

(第1表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反被疑事件の処理状況)

年度	新規着手件数	処理件数				
		措置			不問	計
		勧告	指導 (注2)	小計		
令和7年度	79	1	74	75	3	78
令和6年度 (注1)	0	0	0	0	0	0

(注1) 令和6年度は、フリーランス・事業者間取引適正化等法が施行された令和6年11月から令和7年3月までの件数。

(注2) 指導には違反のおそれのある行為に対する指導の件数を含む。

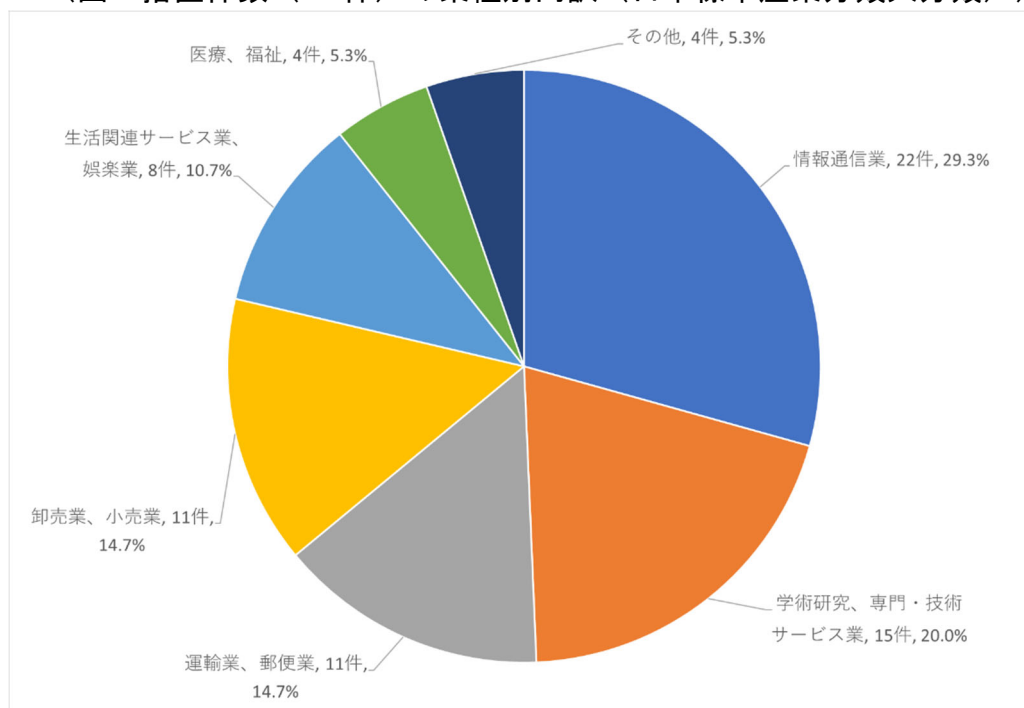
問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 北海道事務所 フリーランス課
電話 011-231-6300 (代表)
ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

¹ フリーランス・事業者間取引適正化等法第2章(特定受託事業者に係る取引の適正化)を公正取引委員会及び中小企業庁が担当しており、同法第3章(特定受託業務従事者の就業環境の整備)は厚生労働省が担当している。

2 措置件数の業種別内訳（下図参照）

違反事件に係る措置件数は75件であり、業種別にみると、①情報通信業が最も多く22件（29.3%）、次いで②学術研究、専門・技術サービス業が15件（20.0%）、③運輸業、郵便業及び卸売業、小売業がいずれも11件（14.7%）となっている。これは、これらの業種に属する事業者が多いこと、及びこれらの業種において特定受託事業者に対する業務委託が多く行われていることが要因であると考えられる。

（図 措置件数（75件）の業種別内訳（日本標準産業分類大分類））



3 違反行為の類型別件数（第2表参照）

措置件数を違反行為の類型別にみると、全体で126件であり、そのうち、①取引条件の明示義務違反が最も多く55件（違反行為の類型別件数の合計の43.7%）、次いで②期日における報酬の支払義務違反が50件（同39.7%）、③買ったたきが10件（同7.9%）となっており、これら3つの行為類型で全体の9割超を占めている。

（第2表 フリーランス・事業者間取引適正化等法違反行為の類型別件数）

違反行為類型	件数	割合
取引条件の明示義務違反	55	43.7%
期日における報酬の支払義務違反	50	39.7%
受領拒否	0	0.0%
報酬の減額	8	6.3%
返品	0	0.0%
買ったたき	10	7.9%
購入・利用強制	0	0.0%
不当な経済上の利益の提供要請	2	1.6%
不当な給付内容の変更・やり直し	1	0.8%
報復措置	0	0.0%
合計	126	100.0%

（注1）1つの事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第1表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

（注2）取引条件の明示義務違反については、取引条件の不明示のほか、一部の事項の明示不備も含まれる。

第2 フリーランスに係る取引の適正化に向けた取組

1 説明会等

公正取引委員会は、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容を広く周知するため、事業者及び事業者団体を対象として、当委員会主催の説明会を実施しており、令和7年度において、北海道事務所では2回実施した。

主催説明会の開催に当たっては関係省庁との連携も行っており、このうち1回については北海道労働局及び北海道経済産業局とともに説明を行うなど、共同して実施した。

また、公正取引委員会は、事業者団体等が開催する説明会等に、当委員会事務総局の職員を講師として派遣しており、令和7年度において、北海道事務所では4回派遣した。

さらに、北海道地区では、令和7年度から、全国に先駆けて、専門学校向けのフリーランス・事業者間取引適正化等法の説明を中心とした出前授業を「独占禁止法教室 feat. フリーランス法」と題して開催しており、令和7年度は5回開催した。

2 相談対応

公正取引委員会では、地方事務所等を含めた全国の相談窓口において、年間を通して、相談を受け付けている。令和7年度において、北海道事務所では64件の相談に対応した。

また、令和2年11月から、フリーランスが契約上・仕事上のトラブルについて弁護士に無料で相談できる相談窓口「フリーランス・トラブル110番」が設置されているところ、当該窓口の運営に当たっては、当委員会も関係省庁として連携している。



フリーランス、個人事業主などで
契約・お仕事上のトラブルに
お悩みの方へ

相談料
無料

相談から解決まで、
弁護士がワンストップでサポートします！

相談料 知恵袋 匿名相談
対応Web相談 相談のしやすさ 相談のしやすさ

受付時間
9:30～16:30（土日祝日を除く）

こんなトラブル、私たちに相談ください！

- あいまいな契約
報酬が正しく支払われていない、
仕事内容が不明確でトラブルに
発展している、など
- 報酬の未払い
仕事の進捗は進んでいるが、
報酬が支払われていない、
など
- ハラスメント
取引先からの不当な言動、
不当な要求、など

企業などの取注事業者からお仕事を受注する
フリーランス・個人事業主の皆様は相談してください

必ず利用規約をご確認ください。フリーランス・個人事業主の皆さまをお守りします！

フリーランス・トラブル110番
0120-532-110
help@freelance110.jp

件名	概要	違反法条	勧告 年月日
(株)テレビ北海道に対する件	<p>(株)テレビ北海道は、放送番組の制作に係る動画、音声データ等の作成、ディレクター業務等を特定受託事業者に委託している（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）ところ、</p> <p>1 令和6年11月1日から令和7年7月15日までの間、特定受託事業者33名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。</p> <p>2 令和6年11月1日から令和7年7月15日までの間、特定受託事業者32名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を定めておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。</p>	<p>第3条第1項 （取引条件の明示義務）</p> <p>第4条第5項 （期日における報酬支払義務）</p>	R8.3.16